

権利擁護と成年後見制度

問題 77 日本国憲法の基本的人権に関する最高裁判所の判断についての次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 公務員には争議権がある。
- 2 永住外国人には生活保護法に基づく受給権がある。
- 3 生活保護費を原資とした貯蓄等の保有が認められることはない。
- 4 嫡出子と嫡出でない子の法定相続分に差を設けてはならない。
- 5 夫婦別姓を認めない民法や戸籍法の規定は違憲である。

問題 78 事例を読んで、成年後見人のLさんが、成年被後見人のMさんと相談の上で行う職務行為として、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Mさん(70歳代)は、自身の希望で一人暮らしをしているが、居住地域は、介護サービス資源が少なく、交通の便の悪い山間部である。Mさんは、要介護2の認定を受け、持病もある。最近、Mさんは心身の衰えから、バスでの通院に不便を感じ、薬の飲み忘れも増え、利用中の介護サービス量では対応が難しくなっているようである。Mさん自身も一人暮らしへの不安を口にしている。

- 1 自宅以外の住まいに関する情報収集
- 2 Mさんの要介護状態区分の変更申請
- 3 Lさんによる家事援助
- 4 Lさんによる通院介助
- 5 Lさんによる服薬介助

問題 79 事例を読んで、成年後見人の利益相反状況に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

共同生活援助(グループホーム)で暮らすAさん(知的障害, 52歳)には弟のBさんがおり、BさんがAさんの成年後見人として選任されている。先頃、Aさん兄弟の父親(80歳代)が死去し、兄弟で遺産分割協議が行われることとなった。

- 1 Aさんは、特別代理人の選任を請求できる。
- 2 Bさんは、成年後見監督人が選任されていない場合、特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。
- 3 Bさんは、遺産分割協議に当たり、成年後見人を辞任しなければならない。
- 4 特別代理人が選任された場合、Bさんは、成年後見人としての地位を失う。
- 5 特別代理人が選任された場合、特別代理人は、遺産分割協議に関する事項以外についても代理することができる。

問題 80 成年後見制度の補助に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 補助は、保佐よりも判断能力の不十分さが著しい者を対象としている。
- 2 補助開始の審判をするには、本人の申立て又は本人の同意がなければならない。
- 3 補助人の事務を監督する補助監督人という制度は設けられていない。
- 4 補助開始の審判は、市町村長が申し立てることはできない。
- 5 補助人に対し、被補助人の財産に関する不特定の法律行為についての代理権を付与することができる。

問題 81 「日常生活自立支援事業実施状況」(2021 年度(令和 3 年度), 全国社会福祉協議会)に関する次の記述のうち, **最も適切なものを 1 つ**選びなさい。

- 1 2021 年度(令和 3 年度)末時点で, 実契約者数は 100 万人を超えている。
- 2 2021 年度(令和 3 年度)末時点で, 実契約者数の内訳では, 知的障害者等の割合が最も多い。
- 3 新規契約締結者のうち, 約 7 割が生活保護受給者であった。
- 4 新規契約締結者の住居は, 7 割以上が自宅であった。
- 5 事業実施主体から委託を受け業務を実施する基幹的社会福祉協議会の数は, 約 300 であった。

問題 82 家庭裁判所に関する次の記述のうち, **正しいものを 1 つ**選びなさい。

- 1 家庭裁判所は, 近隣トラブルに関する訴訟を取り扱う。
- 2 家庭裁判所は, 「DV防止法」に基づく保護命令事件を取り扱う。
- 3 家庭裁判所は, 嫡出でない子の認知請求訴訟を取り扱う。
- 4 家庭裁判所は, 労働審判を取り扱う。
- 5 家庭裁判所は, 債務整理事件を取り扱う。

(注) 「DV防止法」とは, 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のことである。

問題 83 事例を読んで、消費者被害に関する次の記述のうち、X地域包括支援センターのC社会福祉士の対応として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Dさん(70歳)は、認知症の影響で判断能力が低下しているが、その低下の程度ははっきりしていない。宝石の販売業者Yは、Dさんが以前の購入を忘れていることに乗じ、2年にわたって繰り返し店舗で40回、同じ商品を現金で購入させ、その合計額は1,000万円に及んでいた。E訪問介護員がこの事態を把握し、X地域包括支援センターに所属するC社会福祉士に相談した。

- 1 Dさんのこれまでの判断を尊重し、Dさんに対し、今後の購入に当たっての注意喚起を行う。
- 2 Dさんの意向にかかわらず、宝石の販売業者Yと連絡を取り、Dさんへの宝飾品の販売に当たり、今後は十分な説明を尽くすように求める。
- 3 Dさんの判断能力が著しく不十分であった場合、C社会福祉士自ら保佐開始の審判の申立てを行う。
- 4 クーリング・オフにより、Dさん本人にその購入の契約を解除させる。
- 5 これらの購入につき、消費者契約法に基づく契約の取消しが可能かを検討するため、Dさんのプライバシーに配慮して、消費生活センターに問い合わせる。